

1930年代半ばにおける中国の国内情勢判断と対日戦略

—蒋介石の認識を中心として—

岩谷 將

【要約】

塘沽停戦協定以降、日中関係は一時好転の兆しをみせた。しかしながら、1935年後半から関係は悪化の一途を辿り、最終的に日中戦争へと突入する。本稿はこの間に至る日中関係を中国側から検討し、一時期緩和に向かった日中関係がなぜ再度悪化したのかについて、主として中国側指導者、とりわけ蒋介石の国内情勢認識に対する変化と関連づけて考察する。

はじめに

塘沽停戦協定から盧溝橋事件に至る日中関係をめぐる主たる研究上の争点の一つは、両国間の関係改善の可能性があったか否かにある。後に触れるように、この問題をめぐる研究の蓄積は決して少なくない。

しかし、従来の研究が依って立つ論拠は主として日本側の史料にあり、中国側の認識を把握するに際しては隔靴搔痒の感は否めない。ここでは、中国側の認識や意図が当時の日本側が作成した文書から類推されることにより、往々にして中国側の認識が「日本の中国観」に置き換えられてしまうという問題が存在した。

従来1935年に高まった親善ムードが一転し、1936年以降中国側の態度が硬化し続け、その後日中関係が悪化の一途を辿った原因は、日本側の華北分離工作の推進、また対華交渉における過度の要求に求められてきた。無論、日本側の行為が中国側を硬化させる主たる原因であったことには間違いないが、この過程を日本側からのみ捉えるならば、日中関係の重要な転換を真に捉えることはできない。1990年代後半から中国・台湾において徐々に史料公開が進み、近年に至って蒋介石を中心とする中国側政府上層部の認識が明らかになりつつあることから、本稿ではこれら史料を用いることによって日本側史料からのアプローチとは異なる側面を明らかにする。

本稿が対象とする塘沽停戦協定から盧溝橋へ至る時期に関する本格的な研究は1962年刊行の島田俊彦「華北工作と国交調整(1933年～1937年)」(『太平洋戦争への道』所収)を嚆矢とする¹。島田以降、波多野澄雄による一連の研究のほか²、通史を含め多くの研

¹ 島田俊彦「華北工作と国交調整(1933年～1937年)」日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部

究成果が積み重ねられたが³、研究史的にみれば1983年に出版された臼井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』が大きな転換点を形作った⁴。臼井は当該著書において、満洲事変から日中戦争に至る過程を連続的に捉えるいわゆる「十五年戦争論」を批判し、満洲事変が不可避的に日中戦争を導くかのような見解に異議を唱えた。そして、満洲事変が結節を迎える塘沽停戦協定から盧溝橋事件までの期間において、日中間の武力衝突を回避し得る可能性があったと指摘したことは、当該時期の研究に新たな視角をもたらすとともに、日中関係史の再検討を促した⁵。

臼井の問題提起を受け、80年代末以降、満洲事変から盧溝橋事件にかけての「戦間期」における日中関係の再検討が進み、90年代に入り酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊—内政と外交』や、井上寿一『危機のなかの協調外交—日中戦争に至る対外政策の形成と展開』といった成果が現れた⁶。両研究はそれぞれ研究課題の力点が異なるものの、いずれも臼井が提起した問題を意識して「戦間期」の日中関係を検討しており、注目に値する。

90年代末以降、臼井勝美『日中外交史の研究』、江口圭一『十五年戦争史論』、古屋哲夫「対中国政策の構造をめぐる」などが世に問われたが、いずれも旧来の論考をまとめたものであり、研究史上の新たな展開がみられた訳ではない⁷。酒井以来の日本側研究の焦点は、臼井の問題提起を受けつつ、なぜ「戦間期」に日中間で関係改善が果たせなかったのか、またそれは実現可能であったのか、結果的に失敗した原因は何であったの

編『太平洋戦争への道—日中戦争』上、朝日新聞社、1962年、3—244頁。また、この問題をめぐる研究史の整理としては戸部良一「日中関係安定化の機会喪失（一九三三—一九三七）をめぐる—最近の研究動向から」『國學院雑誌』第97巻第4号、1996年4月、69—82頁が参考となる。

² 波多野澄雄「幣制改革への動きと日本の対中政策」野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』東京大学出版会、1981年、同「1935年の華北問題と上海武官」岩倉規夫ほか編『近代文書学への展開』柏書房、1982年。

³ 例えば、上村伸一『日本外交史』鹿島研究所出版会、第19巻、日華事変、上、1971年。江口圭一『十五年戦争の開幕』小学館、1982年など。

⁴ 臼井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』筑摩書房、1983年。

⁵ 同上、7—10頁。

⁶ 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊—内政と外交』東京大学出版会、1992年。井上寿一『危機のなかの協調外交—日中戦争に至る対外政策の形成と展開』山川出版社、1994年。

⁷ 臼井勝美『日中外交史研究—昭和前期—』吉川弘文館、1998年、江口圭一『十五年戦争研究史論』校倉書房、2001年、古屋哲夫「対中国政策の構造をめぐる」古屋哲夫・山室信一『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館、2001年。なお古屋論文については、古屋哲夫「日中戦争にいたる対中国政策の展開とその構造」古屋哲夫『日中戦争史研究』吉川弘文館、1984年も参照。その他、この時期の注目すべき成果としては、富塚一彦「1933、34年における重光外務次官の対中国外交路線—「天羽声明」の考察を中心に—」『外交史料館報』第13号、1999年、安井三吉『柳条湖から盧溝橋事件へ—1930年代華北をめぐる日中の対抗』研文出版、2003年、樋口秀実『日本海軍から見た日中関係史研究』芙蓉書房出版、2002年、内田尚孝『華北事変の研究—塘沽停戦協定と華北危機下の日中関係一九三二—一九三五年』汲古書院、2006年などが挙げられる。

か、を問うものであった。いずれの研究においても、中心的な問題設定は華北分離工作と広田外交に求められる点において共通している。

華北分離工作についていえば、従来の研究が工作を進めた現地軍の行動と工作の展開過程を明らかにしつつ、なぜ政府がそれらを許容するに至ったのか、との視角から検討されてきた。これに対して、昨今の研究はむしろ華北分離工作を進める現地軍を統制する側に焦点を当て、なぜ現地軍の行動を抑制できなかったのかを問う点において、分析の力点が異なる。また、広田外交に対してはこれまでの研究が陸軍に追随した外交として手厳しく断じてきたのに対して、華北分離工作との関連から広田外交が取り得た可能性を踏まえうえで再評価を行っている⁸。

以上の新たな研究内容の是非を検討することが本稿の目的ではないので詳述することは避け、ここではその到達点を確認しておくにとどめたい。近年の研究成果が示すところは、広田外交が陸軍一辺倒であった訳ではなく、陸軍の華北分離工作の制限下でありながら、対中関係の改善を模索していた事実である。また、以上と関連して、広田三原則をめぐる外務省の対中強硬姿勢も陸軍を懐柔する必要から生まれたものであった点、さらに陸軍においても1936年前半には対中政策の転換を行い、対中関係の改善へと向かったことが指摘された点は新たな成果といえる⁹。以上の諸研究が前提とする枠組みは、日中国交調整を阻碍した要因を、現地軍が進める華北分離工作を阻止できなかった日本国内の構造的な政治状況にあったと認識する点においておおむね共通している¹⁰。

これらの研究の到達点が示す次なる課題は、中国側の史料に基づき中国側の認識を再検討することにあるといえる¹¹。論理的にいえば、日本側研究の結論は、仮に華北分離工作が抑制されたならば、何らかの形において日中関係の改善、または現状維持が可能であったことを示唆している。しかしながら、問題は1935年に交換使節の大使格上などを通じた関係改善に引き続き、1936年前半に陸軍が対中政策の方針転換を行ったにもかかわらず、1936年以降日中関係が急速に悪化し、最終的に武力衝突へと至った過程をどのように解釈するかにある。とりわけ、1936年の日中国交調整交渉が中国側の態度硬化によって事実上の決裂を迎えたことを考慮するならば、この問題は中国側の国内ならびに国際情勢、また対日認識の変遷過程を考察する必要があることを示している。

この間の主要なアクターは蒋介石と汪精衛である。汪精衛に関しては許育銘などの研

⁸ 井上寿一、結論。

⁹ 同上、第7章。

¹⁰ 酒井、第1部、井上、第7章、安井、第3章。

¹¹ なお、安井は中国側史料を用いて中国側の意図について論じているものの、残念ながら本稿で扱う時期以前で本格的検討を終えている。また、内田も中国側史料を丹念に収集し、塘沽停戦協定前後の政策決定過程を綿密に検討している。本稿とは検討の対象が異なるものの、論述の過程で多くの示唆を得た。

究によって、当該時期における汪精衛の国内外の情勢認識や対日観がかなり明らかになっているものの¹²、蒋介石については近年日記を含む資料公開が進んだ関係もあり、再検討の余地が残されている。とりわけ、1935年から1936年にかけて外交をめぐる主導権が汪精衛から蒋介石へと移りつつあったことから、当該時期における蒋介石の認識変化は非常に重要である。

他方で中国側史料を用いた研究についても、90年代以降一次史料を用いた成果が蓄積されてきている¹³。ただ、これらの研究も資料的制約から指導者、とりわけ蒋介石の認識に対して十分に踏み込むことができなかった。しかし、近年蒋介石日記の公開を受けて、蒋介石の認識に対して新たな検討が行われつつある¹⁴。本稿はこれらの研究成果を踏まえたうえで、蒋介石の国内情勢に対する認識と対日観・対日政策の変化を関連づけて上述の課題を検討する。

1 1930年代前半の中国国内外の情勢

本章ではまず、1935年に至る中国の国内情勢について概観する。1930年代に至る中国は革命と分裂から、統一と建設へと移行する過渡期の時代であった。それは中国全土の統一を目指して1926年から開始された中国国民党による北伐の過程と軌を一にしていた。国民党は1928年6月に北京を占領し、次いで12月末に東北地域（満洲）を支配する張学良が易幟（帰順し、旗を変えること）したことにより北伐を完了し、南京国民政府による全国統一が達成された¹⁵。

この過程を推進したのは蒋介石であったが、北伐の完了によって国民党による統一と、蒋介石による指導が確立した訳ではなかった。むしろ北伐の完了という共同目標の達成によって、内部の対立が表面化するに至り、北伐の完了を契機として主に二つの対立が生じた。

一つは国民党と地方軍事指導者との対立である。北伐は国民党の蒋介石のほか、華北、西南、西北の各地域を地盤とする軍事指導者——閻錫山、李宗仁、馮玉祥——との協力に

¹² 許育銘『汪兆銘与国民政府—1931至1936年対日問題下的政治變動』台北、国史館、1999年。王克文『汪精衛・国民党・南京政權』台北、国史館、2001年。

¹³ 代表的なものとして蒋永敬『抗戦史論』台北、東大図書、1995年、劉維開『国難期間応変図存問題之研究』新店、国史館、1995年、周美華『中国抗日政策的形成—從九一八到七七—』新店、国史館、2000年など。

¹⁴ 呂芳上「面对強鄰—1935年『蒋介石日記』的考察—」黄自進『蒋中正与近代中日關係』台北、稻郷出版社、2006年、1、195—218頁。当該論文では蔣方智怡より提出された複写本が用いられている。

¹⁵ 波多野乾一『中国国民党通史』大東出版社、1943年、386—389頁。

よって成し遂げられたため、易幟を行った張学良の東北を含め、統一は表面的なものに留まり、域内になお国民党の支配が十分に行き届かない地域が存在した¹⁶。

もう一つは国民党内における派閥対立である。国民党は北伐により全国統一を進めつつあったが、党内には有力者を中心に複数の派閥を抱えており、蒋介石・胡漢民・汪精衛ら指導者が合従連衡を繰り返していた¹⁷。

以上の対立は以下の二つの重要な問題をめぐって争われた。第一は地方割拠状態にあった軍の削減と統合を課題とした国軍編遣問題である。これは軍事的基盤を失うことから各地方軍事指導者が反対し、国民党中央との対立を惹起した¹⁸。第二は全国政権として国家の在り方をどのように規定するかを課題とした訓政移行をめぐる問題である¹⁹。これは蒋介石の独裁的集権化を阻止し、党内で指導権を握りたい党内指導者の反発を引き起こした²⁰。前者は国家統合へ向けての集権体制の確立、後者は政権統合へ向けての集権体制の確立とみることができる。

いずれの問題も指導者としての蒋介石の権力集中を促すことから、国軍編遣問題と訓政移行問題に関わる指導者が協力し、中原大戦、広州国民政府樹立などの一連の反蒋介石運動を惹起した²¹。この過程は一面において、国家統合を進める機会となるはずであった。しかし、1931年9月に勃発した満洲事変により、南京国民政府は国際聯盟に日本の行為を提訴する一方、統一された国家の体裁を内外に示すためにも挙国一致体制を余儀なくされ、広州国民政府との合流と、蒋介石の（南京）国民政府主席、行政院院長、陸海空軍総司令辞職と下野によって妥協せざるを得ない状況となり²²、内部の対立を徹底的に解消するには至らなかった。そのため、国民政府は必ずしも中央政府に服さない地方政権を域内

¹⁶ 当時の観察によれば、国民党の真の勢力範囲といえる地域は江蘇、浙江、福建、安徽、河南、湖北、陝西、甘肅であったという（東洋協会調査部編『中華民国政治勢力の現状』東洋協会、1935年、14頁）。田弘茂は「1936年までに中央が影響力を保持したのは浙江、江蘇、安徽、江西、湖北、河南、湖南、福建、甘肅と陝西」の10省に過ぎないと述べる（Hung-Mao Tien, *Government and Politics in Kuomintang China 1927-1937*, Stanford University Press, 1972, p.180.）。

¹⁷ 詳細については、郭緒印主編『国民党派系闘争史』上海、上海人民出版社、1992年参照。

¹⁸ 編遣問題とは北伐完了後に各地の兵力を削減するために実施された一連の会議とそれをめぐる各地方の軍事指導者の反対を指す。軍の中央化を進めたい蒋介石と地方の軍事力を維持したい馮玉祥、閻錫山、広西派が対立し、紛糾が生じた。詳細は劉維開『編遣會議的實施与影響』台北、台湾商務印書館、1989年参照。

¹⁹ 訓政とは、端的にいえば一種の代行主義に基づく開明専制であり、地方自治を通じて政治的に未熟な民衆を訓導しつつ、その訓導を正当性の担保として、党による支配（以党治国）を行うものである。

²⁰ 岩谷將「訓政制度設計をめぐる蒋介石・胡漢民対立一党と政府・集権と分権一」『アジア研究』第53巻第2号、2007年4月、楊天石『『約法』之治与蒋介石軟禁胡漢民事件』『中国社会科学』2000年第1期、2000年1月。

²¹ この時期の反蔣運動、反蔣戦については中国青年軍人社『反蔣運動史』出版地不詳、中国青年軍人社、1934年、陳進金『地方実力派与中原大戦』台北、国史館、2002年、参照。

²² 家近亮子『蒋介石と南京国民政府』慶應義塾大学出版会、2002年、165頁。

に抱えることとなった。胡漢民を首班とする西南派は、国民政府の対日政策を批判し、国内統一のみならず対外交渉においても困難な状況をもたらした²³。

他方で、政府内においては汪精衛と蒋介石の間で妥協が成立し、以後 1935 年まで汪蔣合作政権として蒋介石が軍事を、汪精衛が外交を担当することとなった²⁴。この間、日中間には主立った事件として、第一次上海事変、満洲国の成立、関東軍の熱河省侵攻と満洲国への併合、長城線の突破と塘沽停戦協定の成立がある。その後、停戦協定を境として通車（北平[現在の北京]から奉天[現在の瀋陽]間の直通列車乗り入れ）問題が解決し、梅津・何応欽「協定」、土肥原・秦徳純協定を挟んで通郵問題（1935 年1 月の中華民国・満洲国間の郵便取り扱い）も妥結し、年末には通関問題（1934 年 12 月の中華民国・満洲国間の物資通関）も解決するに至り、困難を抱えながらも一定の成果を得た²⁵。

汪精衛は当時の外交方針として「一面抵抗・一面交渉」打ち出していたが、通車・通郵・通関問題の妥結、さらには両国の大使交換はその結果生まれた成果であり、日本側にとってさらなる日中関係の改善に大いなる期待を抱かせるものであった²⁶。しかしながら、汪精衛は 1935 年 11 月に狙撃され、12 月には行政院院長を辞任する。汪精衛の辞任後、蒋介石が國務全般を取り仕切るに及び新たな局面を迎える。そして両者の交代と軌を一にするように 1936 年以降、日中関係は急速に悪化の一途を辿る。この転換点ともいえる 1935 年半ばから 1936 年後半にかけての劇的な変化は、従来の外交担当者であった汪精衛から新たに対外政策の正面を担うことになった蒋介石への交代、また 1935 年における蒋介石の情勢判断と対日方針の転換を反映したものと見える。以下では蒋介石の情勢判断と対日方針の変遷を検討することによって、1936 年前後の転換を検討する。

2 蒋介石の国内外情勢判断と国防方針

満洲事変の勃発直後の 9 月 22 日、蒋介石は「日本人による侵略実行によって、第二次世界大戦はここに始まる。各国の人士がこのことを予見できるかどうかは分らないが」と

²³ この点については、陳紅民『函電里的人際關係与政治—読哈佛—燕京図書館蔵「胡漢民往來函電稿」』北京、生活・読書・新知三聯書店、2003 年、楊天石「胡漢民的軍事倒蔣密謀及胡蔣和解—読美国哈佛燕京学社所蔵胡漢民档案—」楊天石『蒋介石与南京国民政府』北京、中国人民大学出版社、2007 年、315—362 頁、参照。

²⁴ 許育銘『汪兆銘与国民政府—1931 至 1936 年対日問題下的政治變動』台北、国史館、1999 年、第 2 章参照。

²⁵ この過程については同上、3—5 章参照。

²⁶ 両国間の使節を大使へと昇格する決定は以前から議決されていたが、1935 年 5 月 7 日に正式に大使の交換が決定された。『中央日報』1935 年 5 月 16 日、中華民国史事紀要編輯委員会『中華民国史事紀要史事紀要（初稿）』台北、国史館、1997 年、1935 年 3 冊、410—411 頁。

日記に記した²⁷。満洲事変の勃発は、蒋介石に日中間の戦いが不可避であることを印象づけるとともに、この日中間の衝突がいずれ世界的な規模の戦争へと拡大するとの見通しを与えた。

当初は国際聯盟による調停を期待していた蒋介石であったが、国際聯盟において解決に向けた方策が一向に採られないことに失望し、10月6日には「余は倭寇と一戦を交えることを決心した」として日本との戦いを決意する²⁸。このような決心の背景には、例えば10月11日、英国外務省が駐華公使に対し、中国に撤兵を交渉条件にしないように勧めよと電報を打ったことなどが挙げられる。当日の日記には英国の態度について憤慨するとともに「余の決心はすでに定まった。各国の態度と国際聯盟の結果がどうであれ、我国の国土と世界の公理の保障をはかるため、如何なる犠牲も惜しまない。それに日本と決戦しなければ中国の革命は断じて完成しない」と記した²⁹。

無論、この時点における決心は「近い将来において」という意味であり、当面は国内の抗戦準備に専念することを決意する。蒋介石は日中の軍事力を冷静に比較し、「国内の準備が整っていないにもかかわらず、にわかには断交すれば、重大な危機に陥る」ことを十分に理解していた³⁰。蒋介石は隠忍自重のもと、日本をできるだけ刺激しないよう汪精衛を対日外交の矢面に立たせ、自らは国内の平定と抗戦準備に邁進する。

(1) 安内攘外政策

上述の認識に基づいて蒋介石が採った方針は、一般に「安内攘外」政策と呼ばれる。この政策は「外（敵）を攘うには先ず内を安んずる必要がある」との考えから、共産党の掃滅を中心として、国内に存在する各武装集団ならびに地方軍事指導者を排除し、国内を名実ともに統一しつつ抗戦準備を同時並行してすすめる、その後には外敵と戦うというものである³¹。従来の通説的理解では、安内攘外政策は外敵に対して不抵抗政策を採り、国内の同じ中国人である共産党排除を優先するものとして批判的に捉えられていた。しかし、史料の公開が進むにつれ、より多面的な考察が可能となったことから、通説的理解から離れ、蒋介石の安内攘外政策に一定の理解を示す論調が形成されつつある³²。

²⁷ 『蔣中正總統文物—事略稿本』台北、国史館、2004年、第12冊、1931年9月22日の条、91頁。

²⁸ 「蒋介石日記」、1931年10月6日（スタンフォード大学フーヴァー研究所蔵、以下略）。

²⁹ 『蔣中正總統文物—事略稿本』第12冊、1931年10月11日の条、151頁。

³⁰ 同上、第13冊、1932年1月10日の条、25頁。

³¹ 秦孝儀主編『總統蔣公大事長編初稿』出版地、出版者不詳、1978年、第2巻、202頁。

³² 笠原十九司「国民政府軍の構造と作戦—上海・南京戦を事例に—」中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』中央大学出版部、2005年、241頁。

また、従来の研究ではあまり提起されていなかったが、安内攘外政策の重要な点は、単に共産党という軍事力を持った集団の掃滅にのみあった訳ではない。むしろ安内攘外政策の核心は、共産党勢力の追撃を理由としつつ、四川、雲南、貴州などの奥地各省に対する支配力の強化と当該地域における軍事拠点の構築にあったといっても過言ではない。蒋介石は 1934 年ごろには四川を中心として奥地西南地域を抗戦の根拠地とすることを決意しており、「四川は民族復興の根拠地にしなければならない」と語っている³³。

さらに、共産党の討伐は実のところ、抗日を準備するための隠れ蓑としての役割を担っていたことも見逃すことはできない。この点は「もし倭（日本）と対峙するのであれば剿匪（共産党討伐）を抗日の掩護とすることを原則とする」、「自ら四川・貴州の残匪（共産党）を掃蕩し、（中国）西南（部）根拠地経営の見本とする」との蒋介石の言葉からも理解されよう³⁴。

蒋介石は以上の剿匪の過程において、単に共産党を追撃するのみならず、奥地各省に中央軍を進めることによって、当該地域の指導者を中央に服従させることにも成功している³⁵。例えば、国民政府は成立から 1934 年まで四川に干渉するだけの力を有していなかった。また、四川の軍事指導者も省内で自給自足の発展を目指したため、中央の力はさらに限定され、四川はほとんど独立していたといってもよい状態であった³⁶。このように四川省は独自の勢力として存在していたが、もっとも大きな問題は兵士の多さにあった。そのため蒋介石は「規定縮編原則」を定め、四川にある部隊を 3 分の 1 にまで減らす計画を立て、そのうち中央系統の軍を中心として訓練を進めた³⁷。また、従来各地方毎に発給していた軍費を軍事委員会から発給することによって影響力を強め、これにより四川の地方系統の軍は中央からの独立が困難となった³⁸。

貴州や雲南などの奥地諸省も四川と同様であった。従来、貴州省に対しても中央政府の影響力は限られていたが、中央政府軍が貴州省に入って以降、1934 年 5 月には軍の改編ならびに政府の改組に成功し、貴州は中央の勢力下に入った。その結果、貴州省政府は完全に改組され、第 25 軍もまた期限通りに改編された³⁹。蒋介石は「今後貴州の軍・政は計

³³ 「四川応作復興民族之根拠地」『蔣中正總統文物一事略稿本』第 30 冊、31—50 頁。

³⁴ 「蒋介石日記」、1934 年 12 月 29 日。

³⁵ この過程については賀国光『国民政府軍事委員会委員長行營參謀団大事記』北京、中国人民解放軍軍事科学院軍事図書館複製、1986 年、参照。

³⁶ Robert A. Kapp., *Szechwan and the Chinese Republic : provincial militarism and central power, 1911-1938*, New Haven : Yale University Press, 1973, pp.62-63,72.

³⁷ 賀国光『国民政府軍事委員会委員長行營參謀団大事記』457—462 頁。

³⁸ 秦孝儀主編『總統蔣公大事長編初稿』第 3 卷、197 頁。張彝鼎（俞士英編）『鑑秋憶往録』出版地不詳、出版者不詳、1981 年、31 頁。賀国光『国民政府軍事委員会委員長行營參謀団大事記』665—666 頁。

³⁹ 貴州軍閥史研究会・貴州社会科学院歴史研究所『貴州軍閥史』貴陽、貴州人民出版社、1987 年、

画にそって整理することが可能となり、これは国家の福であり、また一大進歩である」と記している⁴⁰。

米国駐華大使ジョンソン(Nelson Trusler Johnson)も国務長官宛て電報において中央政府の地方支配の進捗具合を次のように報告している。「四川省と貴州省における行政の実質的な支配を得たことによって、蒋介石委員長は彼の支配領域を 23 省中 9 省から 11 省に増やし、同時に雲南省を加えるべく準備している」と⁴¹。

軍を率いて四川・雲南・貴州に入った蒋介石であったが、中央勢力の扶植に成功したことにより、対日抗戦にも自信を持つに至る。1935 年末の一年の反省録に蒋介石は以下のように記している。「実のところ、今年は四川・貴州を統一し、また全国的に軍事訓練を施し、さらに道路交通ならびに金融幣制等において非常に急速な進歩をみた。これは倭にとって恐れるところであろう」⁴²。

以上のように、剿匪に名を借りた奥地各省に対する積極的な施策は、蒋介石の国防方針と密接に関わっていることが看取される。次に、対日戦に対する蒋介石の見通しと国防方針について検討する。

(2) 国防方針

安内攘外政策のもと蒋介石はいかなる国防方針を立てたのであろうか。本節では満洲事変以降の国防方針について検討する。満洲事変勃発後、蒋介石が近い将来における日本との決戦を覚悟したことは述べた。こうした決意は第一次上海事変以後、徐々に具体化する。1932 年 2 月 4 日には、第一次上海事変の勃発を受けて、国民政府軍事委員会(委員長蒋介石)が全国国防計画の実施を発令している。これは全国を 4 つの防衛区と 1 つの予備区に分けて実施するもので、各区の司令長官は部隊を駐留させて当該地区の安寧を保つ以外に、「防衛区の兵力を結集し、日本の横暴に対応する」ことが指示されている⁴³。

また、蒋介石は第一次上海事変以降、かなり早い段階で日本との戦いを長期持久戦による抵抗と位置づけている。蒋介石は 2 月 25 日に「倭との持久戦を決意した。そうしなけ

370-371 頁。

⁴⁰ 秦孝儀主編『総統蔣公大事長編初稿』出版地、出版者不詳、1978 年、第 3 卷、191 頁。

⁴¹ No.3675 The Minister in China (Jonson) to The Secretary of State (Peiping, July 12, 1935), United States. Dept. of State., *Foreign relations of the United States: diplomatic papers 1935*, Washington: U.S. G.P.O., 1953, v.III The Far East, p.306.

⁴² 秦孝儀主編『総統蔣公大事長編初稿』第 3 卷、261 頁。

⁴³ 「軍事委員会劃分全国為四個防衛区通電」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』台北、中国国民党中央委員会党史委員会、1981 年、緒編 (1)、438 頁。

ればその自大的野心を殺ぐことはできない」として、何応欽に対し第二期抗戦計画⁴⁴の準備を指示した⁴⁵。

この抗戦計画は短期的な侵攻に対応するものとして指示されたが、同時期に蒋介石は自ら長期的な国防計画を策定している。それによれば、(1)国防：中央にしたがって対外政策を決定し、国際間の平和と信義を維持することを重視する。一切の自衛力を充実させ、長期抵抗を準備し、以て最後の勝利を求める。(2)綏靖(略)。(3)軍備：列強の(軍備)程度に依拠し、財力の可能な範囲において、まず現有の陸海空軍の整理・建設を行い、その質を改善したのち徐々にその数的拡大を図る。(4)教育：現代軍事科学発展の趨勢に基き、一切を革新し、積極的に各兵科の幹部人材を育成し、各部隊の政治訓練を励行し、国民軍事教育を進める、というものであった⁴⁶。

さらに 1932 年 6 月、蒋介石は参謀本部に中部地域の国防計画を策定し、5 年以内に江蘇、浙江、山東、河南、安徽、江西、湖北の 7 省の国防建設が長足の進歩を遂げるよう指示し、あわせて兵器工廠の建設計画も命じている⁴⁷。このように中国の国防建設は満洲事変を契機とし、第一次上海事変を経験することによって本格化する。国防建設は第一次上海事変以前にはほとんど行われていなかったことを考えれば⁴⁸、首都近郊の国際都市で行われた第一次上海事変が蒋介石に与えた影響は、軍事的な観点からいって満洲事変以上に大きかったといえる。

第一次上海事変以降、矢継ぎ早に実施を命ぜられた国防計画は、一定の年限を想定して立てられたものであった。1932 年 4 月 11 日の講演で蒋介石は次のように指摘している。「我々は準備期間を何年とするのか。また、どのような計画に依拠して準備を行うのか。私がみるところ、おそらく 1936 年が第二次世界大戦の始まる年である。それゆえ我々が準備可能な時間は今日から数えて多く見積もっても 5 年である。この大戦が始まる時こそ我々中国が生死存亡の関頭に立つときである⁴⁹」。蒋介石はこの見通しの根拠については述べていないが、確信に近い信念を持っており、1934 年に至ってもその考えに変化はない⁵⁰。

したがって、抗戦準備は 1936 年に完成されるよう計画された。1933 年 7 月には廬山で軍事整理会議が開かれ、軍隊の人事制度、經理制度、要塞施設の設置、空軍の建設などが

⁴⁴ 第一次上海事変を受け、上海事変を第一期、その次に予想される南京への攻撃を第二期としている。

⁴⁵ 秦孝儀主編『総統蔣公大事長編初稿』第 2 卷、182—183 頁。

⁴⁶ 「今後軍事計画」(1932 年 2 月) 同上、第 2 卷、183—184 頁。

⁴⁷ 「蔣委員長致賀耀組次長令妥商中部国防計画及經費予算与兵工廠製造計画電」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』緒編 (3)、290 頁。

⁴⁸ 国防部史政編訳局編『抗日戦史』台北、国防部史政編訳局、1981 年、戦前世界大勢及中日国勢概況 (二)、83—85 頁。

⁴⁹ 『蔣中正総統文物—事略稿本』14 冊、1932 年 4 月 10 日の条、49—50 頁。

⁵⁰ 秦孝儀主編『総統蔣公大事長編初稿』第 3 卷、28 頁。

決定された⁵¹。その後、蒋介石は矢継ぎ早に指示を出し、長江沿岸の要塞防禦工事、首都南京附近の各要塞を繋ぐ道路網の整備、航空部隊の設立と防空施設の整備、また兵器工廠や各国防施設の建設を中心に抗戦態勢を整えた⁵²。蒋介石は、沿岸要塞、航空、通信、兵器工廠などの重要施設について、1936年までに最低限の基礎を確立するようとくに指示している⁵³。

この間、蒋介石の抗戦計画に大きな影響を与えた一連の人物にドイツ人軍事顧問団の存在がある。1930年5月に招聘したドイツ陸軍兵務局長を務めたヴェッツェル (Georg Wetzell) 以降、ゼークト (Hans von Seeckt) やファルケンハウゼン (Alexander von Falkenhausen) ら一連のドイツ軍事顧問は蒋介石に対して国防建設や軍隊建設に関する建議書を提出し、蒋介石はそれらを計画に反映させた。例えば、ヴェッツェルは各兵種に関する改革や部隊の整理と合理化、また新編教導団の創設を提起し、これらはすぐに採用された⁵⁴。また、ゼークトが蒋介石に建議した備忘録は、兵力の合理化、10個師団程度の近代化され統一訓練された精強部隊の創設、兵器の近代化など具体的方法を詳述したものであったが、蔣はこれを全面的に受け入れた⁵⁵。ファルケンハウゼンもまた、折に触れて時局分析を蒋介石に建議し、陸軍の整備や上海から南京にかけての防衛線の設置など国防構想に大きな影響を与えた⁵⁶。

中国とドイツの協力関係は顧問団による具体的な献策に止まらず、レアメタルと軍需物資の貿易にまで及んだ。両国は民間企業の体裁をとった Hapro (Handelsgesellschaft für industrielle Produkte) を通して、中国はモリブデン、アンチモンなどのレアメタルを輸出し、ドイツは兵器を輸出した。1932年から1936年の2年間におけるドイツから中国への平均輸出額は8826万ライヒスマルクにのぼり、中国からドイツへの平均輸出額は5428万ライヒスマルクであった⁵⁷。その後貿易量は年々増加し、1936年にはドイツの総武器輸

⁵¹ 同上、第2巻、342頁。

⁵² 「蔣委員長對於国防設施与兵工建設之擘畫指示」秦孝儀『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』緒編(3)、290—317頁。

⁵³ 「蔣委員長致陳儀次長指示軍事建設必辦事項江防、航空、通信与新兵工廠四者均期於二十五能以極小限度之基礎完全獨立電」同上、296—297頁。

⁵⁴ 「德国軍事顧問佛采而關於整理中国軍隊致蒋介石呈文兩件」『民国档案』1988年第4期、32—40、55頁。

⁵⁵ Telegramm des Seeckt, Peiping an Marschall Tschiang-Kai-Schek, (30. Juni, 1933), Julius von Epstein “Der Seeckt und Tschiang-Kai-schek” *Wehrwissenschaftliche Rundschau*, 1953-Nr.3, Nov. 1953, s.536-543. 黄慶秋『德国駐華軍事顧問团工作紀要』台北、国防部史政局、1969年、51—52頁。

⁵⁶ 「総顧問辦公庁呈 壹資 4288」(法肯豪森呈蔣中正整理陸軍意見)『蔣中正總統档案文物』革命文献、国防施設(二)、002020200024005。中国第二歴史档案館「德国総顧問法肯豪森關於中国抗日戦備之两份建議書」『民国档案』1991年第2期、24—29頁。

⁵⁷ Kurt Bloch, *German interests and policies in the far east*, New York: international Secretariat, Institute of Pacific Relations, 1940, p.27.

出量の 57.5 パーセントを中国向け輸出が占めるまでになった⁵⁸。これらの原料輸出と輸入兵器は中国側においては兵工署、資源委員会および国防設計委員会においてコントロールされた。本貿易を通じて得られた兵器・装備は先の建議書で提案された教導団ならびに精鋭部隊の創設に用いられ、同様に提案された防衛線とともに後の上海戦において日本軍の行く手を阻むことになる⁵⁹。

以上の諸施策は 1935 年から 1936 年一杯をかけて整備され、1937 年初頭には南京、鎮江、江陰、寧波、虎門、馬尾、廈門、南通、連雲港など 9 つの要塞区が整備された⁶⁰。各防衛陣地については上海から首都南京にかけて永久陣地の構築が行われ、1936 年にはほぼ完成するに至った⁶¹。10 箇所にあつた防衛陣地のうち、3 箇所が完成、3 箇所が約 9 割以上の工期を終え、2 箇所が 7 割以上を終えた⁶²。国防建設のうち大規模な建築物は 1935 年末に開始されており、各要塞や陣地・掩体などの永久性工事などの施工が、後にみる蒋介石の対日決戦への傾斜と軌を一にしていることは注目される⁶³。つまり、第一段階の国防建設計画の達成が蒋介石の対日戦への自信を深めさせ、対日情勢判断に影響を与えた。そしてこの対日判断の上方修正が、さらに堅固な国防建設への志向と対日決戦の考えを生み出したとみることができる。これらの抗戦準備は 35 年から 37 年にかけて、年を追う毎に完成度を高めていった。この準備の進展が蒋介石の対日判断に与えた影響については、対外情勢判断との関わりにおいて次章で再述する。

3 満洲事変以降の中国の対日戦略

第 2 章では蒋介石の安内攘外政策につづいて国防建設とその実施過程について説明した。本章では、蒋介石が安内攘外政策を行っていた時期における中国の対外情勢認識と対日方針について検討する。

満洲事変から 1933 年 5 月の塘沽停戦協定に至るまでの中国の対外方針は、国際聯盟に

⁵⁸ 田嶋信雄「親日路線と親中路線の暗闘—1935—36年のドイツ—」工藤章・田嶋信雄編『日独関係史 1890—1945』東京大学出版会、2008 年、Ⅱ 枢軸形成の多元的力学、12 頁。

⁵⁹ 蒋介石はとりわけ上海近傍、長江沿岸の防衛拠点に力を入れていた。蒋介石は軍事委員会の各責任者に対して、「長江沿岸の各要塞、たとえば馬当、田家鎮、武穴などの各所は兵を派遣して防衛工事を行うのみならず、人員を派遣して各段階に分けて指導するようにし、その後大官を派遣して検査するようにしなければならない」とその重要性を指摘している。（「蔣委員長致林蔚副主任指示構築長江沿岸各要塞防禦工事電」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』緒編（3）、295 頁）。

⁶⁰ 陳謙平「試論抗戦前国民党政府的国防建設」『南京大学学報』1987 年第 1 期、27 頁。

⁶¹ 黄德馨「京滬抗国防工事的設想、構築和作用」中国人民政治協商会會議全国委員会文史資料研究委員会《八一三淞滬抗戦》編審組編『八一三淞滬抗戦』北京、中国文史出版社、1987 年、55—65 頁。

⁶² 「何応欽部長対五届三中全会軍事報告」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』緒編（3）、349—388 頁。

⁶³ 同上、354—355 頁。

よる解決方針の挫折により、国際解決と対日二国間交渉の二本立てによって進められた。とくに対日方針として「今日の最大の問題は抗日問題だけではない。それは中華民族が生存を求めるといふ問題であり、必ず中華民族が生存を求めるといふ自覚を持ち、生存の条件を具備し、そうしてはじめて抗日することができるのだ」との認識に基づき、即時抗日を排して「一面抵抗・一面交渉」を訴え、停戦協定にこぎ着けた⁶⁴。

塘沽停戦協定以降の対日方針もまた、引き続き汪精衛が外交の前面に立ち、蒋介石が国内の平定に邁進するという役割分担のもと策定された。外交は新たに蒋介石の「安内攘外」政策を補佐するためのものと位置づけられた。汪精衛も剿匪と抗日は不可分であると認識しており⁶⁵、外交もまた剿匪と国内の抗戦準備を整えるための手段であると考えていた。

汪精衛はこの方針を「救亡図存」と定め、以下のように説明する。「武力をもって失地を回復するという言い方は完全なものではない。少なくとも国力をもって失地を回復するというべきだ。…今日我々は武力の充実に努めなければならないが、とりわけ国力の発達にとくに力を入れなければならない。これが我々の『救亡図存』の根本方法である⁶⁶」と。そして、国力の増強と並んで重要な点として以下の問題を指摘する。「聞くところによれば、ある同志は剿匪と禦侮を別のもつとみなし、剿匪を軽く捉え、禦侮を重く捉えるというが、これは間違っている。剿匪はすなわち禦侮であることを知らなければならず、もし前に撃つて出なければならないならば、必ず後方を一掃しなければならない。国内の匪の患いは、もし剿匪に成功しなければ、我々は一々牽制を受けてしまう。これでどうやって外からの侮りに抵抗するのか。言い方をかえれば、外侮に抵抗するというのは前に撃つて出ることであり、匪の患いを掃蕩するというのは後方を一掃するということである。前に撃つて出ることと、後方を一掃することは別々のこととみなすことはできない。それゆえ、剿匪と禦侮もまた別々のこととみなすことはできない。我々が禦部の目的を達成しようとするならば、必ず力をあわせて先に匪の患いを一掃しなければならない⁶⁷」。この方針に現れた考えは蒋介石の安内攘外にほぼ対応するものといえる。

汪が国力の増強を第一義とし、そのためには対日妥協もやむ無しとしたのは、「力がなければ抵抗できないし、同様に力がなければ親善を口にする 것도できない」との考えからであった⁶⁸。対日妥協の目的は、あくまで妥協によって時間を稼ぎ、日本との戦いに応じる準備を進めるためであった。具体的には東北の不割譲と満洲国の不承認を最低条件と

⁶⁴ 汪精衛「抵抗能力不限于武力一項充実生産能力应用于武力」『中央日報』1933年3月21日。

⁶⁵ 汪精衛「抗日与剿匪」林伯生編『汪精衛先生最近言論集』上海、中華日報社、1937年、上編、51頁。

⁶⁶ 汪精衛「充実国力為救亡之根本方針」『中央党務月刊』第59期、1933年6月、1656頁。

⁶⁷ 汪精衛「救亡図存之方針」林伯生編『汪精衛先生最近言論集』上編、213-214頁。

⁶⁸ 王世杰『王世杰日記一手稿本』台北、中央研究院近代史研究所、1990年、第1冊、6頁（1933年6月13日、発言は10日晚）。

して、「交渉においては、外交の常道を回復することに努力し、抵抗においては、領土主権を些かでも失わないように努力すること」にあった⁶⁹。

以上の方針を具体化した訓令が1933年6月29日に各国在外大使に対して発せられたが、その内容は以下のようなものであった。

(甲) 対日本

1. 三大公約および国聯決議案に依拠し、引き続き努力を行い国際的解決を目指す。以上を根本方針とする。ただし、措置のうえでは随時絶交、経済制裁等を考慮するが、国際的な気運が醸成されるまでは軽々しく提起しない。外交上の活動は国際関係上の力に応じて処置する。
2. 仮に日本が先に東三省返還の意を示したならば、我が方は新たな中日新関係の樹立を願うことを表明する。そうならない場合は懸案とする。
3. 東三省の事案が未解決の状態においては、軍事衝突が停止されてもなお各種必要な策略を採用するが、ただ政府がこれらの策動を行うことを避ける。
4. 国内建設に努め、民情を養い、国防を充実する。

(乙) 対欧米

1. 中国が停戦しなければならなかった事情と今後の平和に対する決心を懇切に説明する。日本に対する言動が生じる場合には随時密報し、諒解を期す。
2. 中国が国際条約を堅守し、軍縮ならびに経済会議に賛助することを説明する。東亜に関しては、英米各国の協力を願う。
3. 我国の経済建設上の援助を英米から勝ち取る。

(丙) 対ソ連

1. 中東鉄路問題がどう進展しようとも中蘇関係が再び悪化しないようにする。
2. 通商会議は方法を講じて進める。
3. 米ソ接近に賛成する⁷⁰。

一見して理解されるように、外交方針、とくに対日方針は消極的である。党・政府内においても、以上の方針に対して、宋子文、顔惠慶、顧維鈞、郭泰祺など積極的な対日方針を叫ぶ者もいた⁷¹。方針をめぐる考えの違いに加え、党・政府内の派閥抗争が問題をさらに複雑にする傾向にあり、対日方針は国民党・政府内におけるもっとも頭の痛い問題であった。

こうした内部の問題を一掃すべく、8月12日・13日には蒋介石、汪精衛らが廬山で会

⁶⁹ 汪精衛「安内攘外」林伯生編『汪精衛先生最近言論集』下編、30頁。

⁷⁰ 顧維鈞著、中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』北京、中華書局、1983年、第2冊、243-244頁。

⁷¹ 同上、244-249頁。

議を開き、国内抗戦準備のために対日妥協政策を継続することで一致し、対日強硬派であった羅文幹外相を更迭し汪精衛行政院院長を外相兼務とした⁷²。また、汪は実質的な対日交渉担当者として知日派の唐有壬を登用した。会議の内容は明らかにされていないが、報道によれば「対日長期抵抗は3年間緩め、その間に国内施設の建設に力を注ぎ、3年後に再度抗日を継続する」と決議したという⁷³。ただ、対外的には国民政府が廬山会議決定の対日方針を「絶対に東北三省を割譲せず、満洲国を承認しない以外は日本に対応し、極力日本を刺激するような行為言動を避ける」と発表している⁷⁴。

以上を総合すれば、1933年5月の塘沽停戦協定以降の中国の対外方針、対日政策は以下の諸点にまとめられる。1. 従来の国際聯盟への依存が効果をあげなかったことから、自助努力による抗戦準備が必要との認識に至った。この認識は「救亡図存」と表現される。2. 「救亡図存」の重視に応じて、蒋介石と汪精衛の協力の下、「安内攘外」政策の完遂を期するため国内では蒋介石が国防建設を担い、外交では汪精衛が対日妥協と交渉の遷延を担った。3. 対日政策においては、蒋介石の了解のもと、汪精衛が外交部長を兼ね、実際の交渉は知日派の唐有壬が行い、日本の武力侵攻を抑えるために譲歩の最大限の条件である東北三省の不割譲、満洲国を認めない限りにおいて妥協的態度を取るというものであった。

汪精衛の救亡図存外交は国内的な不満を抱えながらも日中間における親善をもたらした。1935年初頭までには通車・通郵・通関が解決し、7月には日中間で関税——「親日関税」とも呼ばれる——が改訂され、9月には両国使節の大使格上の公文が交わされた⁷⁵。これらは汪精衛外交の成果といえる。広田の対華関係改善演説も、こうした流れの中で発せられた。蒋介石もまた以上の流れを受けて、対日妥協政策の継続を是認する。2月14日には大阪朝日新聞の記者の訪問を受け、「中日両国は東亜の大局からみて提携が必要であるのみならず、世界の大局を考慮してもまた提携しない訳にはいかない」、また「この度の広田外相の対華政策演説は極めて抽象的ではあるものの、これに対する吾人の感想は頗る深く、少なくとも中日関係好転の起点となるものということができ、「中日問題はただ正義によってのみ、また、ただ外交手段によってのみ解決することができる」と認める」と表明したように、対日方針に変化はみられなかった⁷⁶。この表明について蒋介石は、「日本の新聞と

⁷² 江西省文献委員会編『廬山続志稿』江西省文献委員会、1947年、特載、71頁。「一週大事日記八月十一日起八月十七日止」『中央週報』第272期、1933年8月、1頁。

⁷³ 『申報月刊』第2巻第9号、1933年9月、124頁。

⁷⁴ 郭廷以『中華民國志事日誌』台北、中央研究院近代史研究所、1984年、第3冊、297頁。

⁷⁵ 中華民國史事紀要編輯委員会『中華民國史事紀要史事紀要（初稿）』1935年份第3冊、410—411頁。

⁷⁶ 「蔣委員長対日本大阪朝日記者談話」（蔣中正与日本朝日記者談話紀錄中日両国問題解決）『蔣中正總統档案文物』革命文献、華北局勢与対日交渉(二)、002020200026010。『国聞週報』第12巻7

中央社の記者に談話を発表し、対日外交方針と態度を表明したことは、実に余の政治生活の一大重要事項である。国民はすでに多くが理解しており、賛成も多い⁷⁷」と日記に記しており、決意をもって対日妥協を進めることを決心したといえる。

しかし、1935年5月の親日新聞社長暗殺事件（河北事件）を経て6月以降、蒋介石の考えに変化が生じ始める。このことは、対日方針において現状維持を図る汪精衛との間で徐々に齟齬が生じていくことを意味した。次項では1935年後半以降の国内情勢と蔣・汪両者の対日観を検討する。

4 1935年における中国の対日認識の転換—とくに蒋介石の認識を中心として—

1935年前半の日中関係はかつてないほどに親善気運が高まっていた。しかしながら、1935年末から日中関係は急激に悪化の一途を辿る。この間、広田外交に不満を持つ陸軍、とくに出先現地軍によって華北分離工作が進められた。一般に6月の梅津何応欽「協定」以降、中国の対日観が硬化したと考えられている。本章では、この点の検証を含め、華北分離工作が急展開する1935年中頃から末にかけての中国側の対応を検討する。

1935年2月に大阪朝日新聞記者に語ったように、蒋介石は今後も対日親善を継続することを謳っていた。ただ、汪精衛が対日問題に関して比較的柔軟な姿勢をとり続ける一方で、2月には蒋介石は内心「対日妥協にも一定の限度がある」との考えに近づいていた⁷⁸。しかし、蒋介石は抗戦準備を含めた国内事情が未だ所期の目標に達していないために、「対日外交はただ受動的地位にあるほかない」と認識していたことから、選択する余地なきものとして対日妥協をおこなった⁷⁹。

蒋介石が広田を中心とする日本外交に一定の期待を持っていたことは事実である。また、対中親善を説いた広田演説のあと、「日本の態度は緩和に転じた。東北の失地を返還してくれるかもしれない」との楽観的な見通しを持ったことも事実である⁸⁰。それゆえ、蒋介石は交渉を「外務省を主体とする」と定めていたのである⁸¹。

しかしながら、その後進展した華北分離工作に対して、外務省がほとんど何の力も発揮できなかったことを受けて、蒋介石は対日親善の可能性が極めて困難であるとの考えに傾いていく。とりわけ、5月に生じた親日新聞社長暗殺事件（河北事件）以降の日本軍の要

期、1935年7月、1頁。宮崎世龍『宮崎世龍遺稿集』宮崎光子、1998年、264—266頁。

⁷⁷ 『蔣中正總統文物—事略稿本』第30冊、1935年3月5日の条、58—59頁。

⁷⁸ 「蒋介石日記」、1935年2月8日（記載は2月9日の頁）。

⁷⁹ 同上。

⁸⁰ 『蔣中正總統文物—事略稿本』1935年1月31日の条、194頁。

⁸¹ 「蒋介石日記」、1935年2月8日。

求に直面し、5月15日には慎重にことを運ぶことを前提としつつも日本との一戦も辞さずとの考えに至る。蒋介石は当日の日記に「倭寇は益々激しく迫ってくるが、心はかえって泰然としている。遂に最後の時には（日本と）一戦を交えることを決心する。そうでなければ生存は図れない」と記している⁸²。

この時以降、蒋介石の対日基本路線は親善を基礎としたものではなく、抗戦を基礎としたものへと変化するが、なお慎重な姿勢を維持する。6月1日には「倭寇の横暴は論すこともできないくらい不合理であるが、未だ最後の関頭に至っていないので、これを忍耐しなければならない⁸³」と記し、自ら戒めている。

では、蒋介石は最後の関頭を何に定めていたのであろうか。蒋介石の言動をみる限り、2つの段階を想定しているように思われる。一つは、親日新聞社長暗殺（河北事件）に関わる華北情勢に限定した段階であり、もう一つはさらに中国の抗戦決意そのものに関わる段階である。前者は対日交渉の程度を決定し、後者は対日抗戦を決定するものと理解される。

華北情勢に関する問題についていえば、蒋介石は日本軍が要求する河北省からの中央軍の撤退を非常に重大な問題として認識し、何応欽に中央軍部隊の南部への撤退は「絶対に応じてはならない」と申し渡している⁸⁴。これは第2段階、すなわち最後の関頭の条件と関わっている。蒋介石は「抗戦の失敗によって平津（北平・天津）を失うことは、自ら撤退して倭寇に口実を与えないようにするよりよい。平津の保全を期し、この総退却の挽回によって勝利を図る」と述べているように、平津の陥落が危ぶまれた時が対日抗戦決起の「関頭」と認識していた⁸⁵。したがって、汪精衛に対して述べたように、蔣は「中央軍が南へ移駐するが如きは、我に平津の放棄を迫るのと同じであり、それはさらに華北の放棄を迫るのと同じである」との結論に至る⁸⁶。その意味で、親日新聞社長暗殺（河北事件）への対応は、蔣の考える「最後の関頭」と大きく関わっていた。

また、中央軍の南部撤退は国内的な問題も孕んでいた。とくに南京国民政府に反対し、その対日妥協を非難していた胡漢民ら西南勢力に口実を与えることにもなる。蔣の言を借りれば、「中央軍が一旦撤退すれば、さらに両広（西南勢力—引用者）は口実を手に入れ、独立へ駆り立てられ、内外ともに迫ってくるであろう。その時には、我国の政府は国際的

⁸² 「蒋介石日記」、1935年6月8日（本週反省録）。

⁸³ 秦孝儀主編『総統蔣公大事長編初稿』第3巻、198頁。

⁸⁴ 「代理軍事委員会北平分会委員長何応欽自北平呈蔣委員長為拋報日本軍官梅津、酒井、磯谷在津會議内容及對華北準備計畫電：蔣委員長批復」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』緒編(1)、678頁。

⁸⁵ 「蒋介石日記」、1935年6月22日（本週反省録）。

⁸⁶ 「蔣委員長復汪兆銘委員長告以對於日方要求中央軍南移決定拒絕電」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』緒編(3)、680頁。

にはもとより対処しがたく、民衆の信頼を大いに失い、まことに益々窮地に陥ることは火をみるよりも明らかである。再三にわたって考慮した末、撤退問題はもっとも重要な關鍵であり、拒絶することを決定すべきで、受け入れてはならない」のであった⁸⁷。

しかしながら、この電報が汪精衛に届く前に、汪は自らの責任において撤退を決意する⁸⁸。無論、汪は汪なりに「中央軍で現在河北に駐屯しているのは僅かに 2 個師団に過ぎない。仮に撤退させても、その他の軍隊はなお多数ある。それゆえ痛苦を忍んで撤退を承諾したのであり、平津において戦端が開かれることに比べれば被害は軽い」と考えての決断ではあったが⁸⁹、平津の陥落を最後の関頭と考える蒋介石との認識の相違は、ここに至って鮮明となる。

一方、部隊の南部移駐を認めた後、蒋介石は 6 月 21 日付け何応欽宛て電報において「軍隊が南下したからには、華北は実に滅亡したに等しい。今後、日本に再び妥協する必要はなく、華北の傀儡政権の登場を待つだけであるが、日本にも別に施すべき策はない。それは時間的に早いか遅いかの問題であって、妥協するか否かは実のところ関係がない」との認識を示し⁹⁰、26 日には「原則は不変であるが、最後の決意を固めて万一の事態を防がなければならない」とし⁹¹、すでに妥協すべき時期は過ぎ、後は事態の推移に従って最後の関頭に至れば戦う決意を固めた。

以上の対日認識の変化は日本軍による過大な要求を契機としていることは間違いない。ただ、それは必要条件ではあったが十分条件ではなかった。認識の変化に至らしめた背後には、先に検討した共産党討伐、国内の統一と国防建設の進展があったことに注目する必要がある。蒋介石は 1935 年 6 月末に 1935 年上半期の総括において次のように記している。

「今年はすでに半年が過ぎた。この半年の中に贛南（江西省南部）の残匪は完全に肅清され、また交通・道路計画もまたすでに大部分が完成した。余が 3 月に四川に入って以来、滇（雲南省）黔（貴州省）を転戦し、朱（朱徳）毛（毛沢東）残匪を駆逐し、2 ヶ月と少したった 5 月下旬に四川に戻り、蓉（成都）に入ることができた。…（共産党を）まだ完全に殲滅しておらず、後に患いを遺す恐れがあるものの、川（四川省）、滇（雲南省）、黔

⁸⁷ 同上。

⁸⁸ 何応欽將軍九五紀事長編輯委員會編『何応欽將軍九五紀事長編』台北、黎明文化事業股份有限公司、1983 年、上、410 頁。

⁸⁹ 中国第二歴史档案館「何梅協定前夕汪精衛致孔祥熙密電一件」『民国档案』1989 年、第 2 期、27 頁。

⁹⁰ 「蔣委員長致何応欽部長商今後対日方針電」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』緒編（1）、688 頁。

⁹¹ 「蔣委員長致何応欽部長指示対日方針原則雖可不変而決心不可不有電」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』緒編（1）、690 頁。

(貴州省)はこれまでの剿匪によって統一を成し遂げることができ、完全に中央の範囲内に入った。国家の地位と民族の基礎はみなこれによって鞏固になった。事業が毎日に難しくなっていることは自覚しているが、その効果は日毎顕著になっている」⁹²。

「安内」に対する自信は1935年後半以降にさらに強まり、抗戦への心理的な準備は消極から積極に転じたことがうかがえる。例えば、蒋介石は7月5日に「対倭の策、主動(権)は我にあり」⁹³として、日中関係における中国の地位が受動的地位から主導的地位に転換したと認識し、13日には「倭に対して積極的に作戦を準備する」と記し⁹⁴、心理面における変化がかなり明瞭に読み取れる。そして、12月30日に蒋介石は1935年を総括し、次のように記した。「本年は四川と雲南を統一し、全国で軍事訓練を実施した。さらに道路・交通と金融・幣制などの進歩は非常に速く、これは倭(日本)が畏れ忌みきらうところであろう。総じて、今年の中心的な工作は剿匪であったが、すでに7割の成功を収めたと言える。来年は抗日を中心とすることができようであろう」⁹⁵。このように、蒋介石は心理面においては、すでに消極抗日から積極抗日に転じたことが理解される。

ただ、蔣の心理面における積極抗日への転換が、すぐさま国民政府の外交政策における転換を促したわけではない。先にも述べたように当該時期における外交は汪精衛が担っていたが、蒋介石の認識転換にもかかわらず、汪は依然として対日妥協的政策によって、日中間の危機を先延ばしにする方針を採っていた。この方針は11月に汪精衛が狙撃され、12月に行政院院長を辞任するまで継続する。したがって、1935年6月から1936年はじめまで、蔣の認識転換は依然として対外的に顕在化することはなかった。例えば、広田外相と会談した蔣作賓駐日大使は広田三原則に対する中国側の回答について、「中国側が提起した中日親善の基礎前提条件を完全に実行するならば」として、1935年10月20日に以下のように伝えている。

- 1) 中国はもとより「以夷制夷」の意図を有しておらず、中日両国のこれまでの紛糾は皆親善関係を打立てることができなかつたがゆえに生じた。現在親善を実行する見地から、中国はその他各国との関係や事件は日中関係に不良なる影響を与えることは決してなく、さらに日本を排除しようという消極的意図も、日本を妨害する積極的意図も中国にはない。日本とその他各国との間の関係や事件についても中国は同様の方針を採る。
- 2) 中国が満洲を承認することができないことを日本がすでに諒解したからには、今後中国は満洲に対して政府間の交渉とすることはできないものの、現在の状況に対して平

⁹² 「二十四年上半年反省録」秦孝儀主編『總統蔣公大事長編初稿』第3巻、207頁。

⁹³ 『蔣中正總統文物—事略稿本』台北、国史館、2008年、31冊、1935年1月31日の条、611頁。

⁹⁴ 「蒋介石日記」、1935年7月13日(本週反省録)。

⁹⁵ 「本年反省録」秦孝儀主編『總統蔣公大事長編初稿』第3巻、907—908頁。

和的な手段以外の方法を用いて事件を絶対に起こさず、かつまた関内外の人民の経済往来についても方法を講じて維持する。（下線——引用者）

- 3) 赤化を防止することに対して、中国はすでに最大の努力を払い、重大な犠牲を厭わずに従事したことにより、赤禍はすでに患いではなくなった。中国北方一帯の境界地の赤匪（共産勢力）をいかに防ぐかについて、もし日本が中国の提起した中日親善の希望条件に完全に同意・実行するならば、中国は中国の主権独立を妨げないという原則の下、日本と有効な方法について協議する用意がある⁹⁶。

この回答は 1936 年以降、蒋介石が行政院院長を兼任し、その指導下で交渉を行った張群（外交部長）による交渉時の回答と比べ、「満洲」の実質的黙認など、なお穏和なものであることが理解できる。同日に蔣作賓大使が申し渡した要請も「9 月 7 日に中国政府を代表して広田外相に提起した一切の条項について、日本は必ず実行しなければならず、満洲問題を除いて一切を満洲事変以前の状態に回復しなければならない。例えば、上海停戦協定や塘沽停戦協定、および本年 6 月に起きた華北事件、中日両国軍人の協議などは全て中国がその領土内で十分な主権を行使することを不可能ならしめ、随時生起する紛糾をおさえることができない。これらはいたずらに中日両国が満足する協議を阻んでおり、日本が即時撤回して中国の地方秩序の安寧と中日関係の根本的改善をはかることを切に希望する」として⁹⁷、従来より強硬ではあるが、依然として満洲について妥協的態度を維持していることが理解される。

外交に関して蒋介石は汪精衛を矢面に立て、自らは対日妥協の直接的非難をかわしつつ、日本との対決を引き延ばす方針を採っていた。そのため、対日決戦に傾いた後も依然として汪精衛が対日妥協によって時間を稼ぐのを黙認していたとみなすこともできよう。ただ、一面では、汪精衛が狙撃された後は、蒋介石が取り得る選択肢が限られてしまったとも解釈できる。つまり、汪精衛という楯を失った蒋介石は国内世論からも「対日妥協」という選択肢を実質的に取り得なくなった。残された選択肢は対日決戦を前提とし、妥協を排した対日交渉を進める以外になく、折からの国内情勢の好転と国防建設の推進は対日強硬路線を進めるうえでの十分条件を提供したといえる。その意味において 1935 年半ばから 1936 年はじめにかけての時期は、中国の対日外交にとって大きな転換点を形成するものであった。この点を確認するため、最終章では、1936 年に行われた最後の日中国交調整交渉について検討する。

⁹⁶ 「蔣大使対広田外相伝達中国政府之回答」（蔣作賓電日広田中国政府不能承認満州国等三原則）『蔣中正總統檔案文物』革命文獻、華北局勢与対日交渉(二)、002020200026038。「所謂『広田三原則』的交渉経過」『国民政府外交部檔案』（011.2/0006「広田三原則之交渉」）中央研究院近代史研究所檔案館蔵。なお、後者では「満洲」と括弧が加えられている。

⁹⁷ 秦孝儀主編『總統蔣公大事長編初稿』出版地、出版者不詳、1978 年、第 3 卷、239 頁。

5 1936年の日中国交調整交渉

1935年12月18日、蒋介石の腹心ともいえる張群が外交部長に就任する。張群は就任に当たって「友邦との関係改善と国際友好関係の増進に全力を尽くす」との談話を発表した⁹⁸、同時に「汪精衛が外交部長であった当時の対日外交政策は、一方面で国際連盟の力に期待し、一方面で政府間の直接交渉を避けるというものであった。しかし国際連盟はまったく影響力を持たず、日本もまた国際連盟を脱退して、その規制を受ける必要はなくなっていた。中国各地では日華紛糾事件が続発し、交渉による解決もはかばかしくなかった。日本は相変わらず華北侵略の陰謀を進めながら、その一方で日華国交を調整しようなどと高言していた」との所感を持っていたという⁹⁹。したがって、「このような情勢を改めるため、外交戦略を根本的に改め、積極的に日本の外交当局との交渉に持ち込む方法を取った。地方レベルで行われていた交渉はとりやめ、すべての外交関係事件は、日華両国の公式外交ルートによって処理する」よう方針転換を図った¹⁰⁰。

就任後ほどなく、張群はこれまでの方法を改め、外交当局間の直接交渉に乗り出すが、それが一連の日中国交調整交渉である。中国側は張群が対応し、日本側は有吉明、有田八郎、川越茂の各駐華大使が交渉を行った。このうち、有吉・有田との会談は双方の言い分に隔たりを確認したのみで、国交調整は進展しなかった。とくに日本側が広田三原則の応諾を迫ったのに対して中国側が拒否し、議論は平行線をたどった。ただ、張群・有田会談に関して指摘しておく必要があるのは、防共協定問題について、張群が満洲問題の解決なしには検討できないと述べたことであり、この点は従来の満洲国黙認の姿勢から対日交渉の条件を上方修正したことを意味する¹⁰¹。いずれにせよ、交渉の詳細は後任の川越との間に持ち越され、最後の折衝は張群と川越茂の間で8回にわたって行われた。

会談は成都事件・北海事件の発生をきっかけとして1936年9月15日から11月10日の間に連続して7回行われ、その後事件を挟んで12月3日に最後の会談が行われた。

9月15日の会談は成都事件・北海事件の発生を契機として行われたが、席上川越大使は中国に対し、1. 党部の抗日行動は政府が責任を負う、2. 排日教科書の改訂、3. 一切の抗日団体の解散を要求したほか、具体的交渉を行わずに、さらに1. 共同防共、2. 上海—福岡間の航空路開設、3. 成都の（通商）開港、4. 関税の低減、5. 日本人顧問の招聘、6.

⁹⁸ 張群『日華・風雲の七十年』サンケイ出版社、1980年、53頁。

⁹⁹ 同上、53—54頁。

¹⁰⁰ 同上、54頁。

¹⁰¹ 「張部長与有田大使談話記録」『蒋中正總統档案文物』特交档案、国交調整(二)、002080103002012。

反日朝鮮人の取締りを要求した¹⁰²。

第1回の会談後、張群は蒋介石に経過を報告し、蔣から「前函で述べたところは、我が譲歩の最大限度である。あの限度をこえたら、最後の犠牲となる決心を直ちに固め、その決意に基づいて進めるよう希望する」との返答を得ている¹⁰³。

蔣は「華北の完全なる行政権の保持を最低かつ唯一の基準」とし¹⁰⁴、また防共問題に応じる場合は華北の主権回復を代価とするとしていた¹⁰⁵。先に提起された要求は到底受け入れられないものであったことから、最終的に談判を通じた調整も決裂やむなしとの考えに至る。それは、蔣が「日本軍が北海か海南島を占領するのであれば、同時にことを起こすので、絶対に各方面に波及し、大戦を引き起こすに違いない」と考え、何応欽に対して「対日交渉の悪化を避けるには直ちにあらゆることについて準備を整え、軍各機関に対して積極的に計画、実施させ」よと指示し、決戦準備に入るよう打電していることからもうかがえる¹⁰⁶。

中国側の限度を超えた日本側の過大な要求は、妥協を引き出すどころかかえって強硬な態度と決然とした応対を導き出した。16日の非常に短い第2次会談を挟んで23日に行われた第3次会談では、張群は先の日本側の要求に対して、1. 上海停戦協定・塘沽停戦協定の廃止、2. 冀東政権の取消、3. 密輸の停止と取締りの恢復、4. 華北における日本軍の自由飛行の停止、5. 察東および綏遠北部における傀儡部隊の解散の5項目の反対要求を行う。ただ、この時点ではなお日本側要求の検討に対して考慮する構えをみせていた¹⁰⁷。

しかし、その後の交渉においては日本側要求の防共問題が中心議題となり、中国側の検討希望事項が全く考慮されず、日本側がほとんど譲歩を行わなかったことから中国側の一層の態度硬化を招く。日本側要求に対する張群の回答は「会談ヲ全体トシテ拒絶スルニモ等シク全ク逆転シ之ニテハ当然決裂ノ外ナキ次第ナ」りと言えるものであったため、日本

¹⁰² 「廿五年駐日南京交渉案節略」『民国档案』1988年第2期、23頁。

¹⁰³ 「蔣委員長致張群部長指示対日交渉方針電」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』緒編(3)、673頁。

¹⁰⁴ 「蔣委員長致何応欽部長請囑張樾亭転告宋哲元電」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』緒編(3)、677頁。また、張群宛の電報でも「華北の主権は中国生死存亡の唯一の關鍵」であると述べている。蔣中正→張群(1936年11月10日：蔣中正電張群破裂時宣言須預擬定応以完整華北行政主権為最低限度)『蔣中正總統档案文物』革命文献、華北局勢与対日交渉(二)、002020200026080。

¹⁰⁵ 秦孝儀主編『總統蔣公大事長編初稿』第3巻、351頁。

¹⁰⁶ 「蔣委員長致何応欽部長指示予防対日交渉悪化応即準備一切電」秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』緒編(3)、673頁。

¹⁰⁷ 「極密 張部長与川越大使会談之要点(伍)」『国民政府外交部档案』(012/0052「關於改善中日關係」(5))中央研究院近代史研究所档案館蔵、「九月二十三日川越張羣會談に於て張羣が読上げた書物」島田俊彦・稲葉正夫『現代史資料』みすず書房、1964年、(8)、日中戦争1、290—292頁。

側は須磨が新たな試案を提示するに至る¹⁰⁸。しかし、洛陽滞在中の蒋介石に面会して指示を得た張群は、須磨の試案についてもほぼ拒絶する態度をみせた¹⁰⁹。さらに蒋介石より、折から関東軍が行っていた綏遠工作の中止ならびに共同防共問題の全面撤回の申し入れが伝えられるに至る。日本側も「(須磨試案について) 他ノ問題ニ付支那側カ誠意ヲ披瀝シ来ルニ於テハ赤化防止協定ノミハ直ニ之ヲ実行セサルモ我慢スヘキ旨提案セル事情ナルニ拘ラス支那側ニ於テ右ノ経緯ヲモ無視シ今華北防共問題ヲモ赤化防止協定ニ倣ヒ延期セント試ミルカ如キハ本使ニ於テ承諾シ難キ」として、双方の妥協はこれ以上歩み寄ることが困難となり、交渉は事実上の決裂を迎えることとなった¹¹⁰。そしてこれ以降、中国側は日本側からの交渉要求に応じることなく、盧溝橋事件に至るまで日中間の実質的な交渉は途絶える。

1936年の日中国交調整交渉は一定の期待をもって始められた。中国側は張群が蒋介石の意向を汲んで交渉に当たった。当然ながら、交渉においては蒋介石の対日強硬路線が反映され、ほとんどの項目において妥協を排したため交渉は進展しなかった。日本側も対中政策において要求のトーンを下げたとはいえ、中国側が飲めるような条件ではなかった。1935年における中国の変化は蒋介石の対日政策に影響を与え、以降対日妥協は政策の選択肢から脱落したのであった。

以上の検討から理解されるように、1936年以降の交渉において、中国側はこれまでの満洲国の黙認、華北の行政権の保全という条件から、各停戦条件の撤廃、満洲国を検討の対象に入れるという条件に上方修正を行っている。条件の上方修正は、日中関係における中国の地位が受動から主動へと転換したという蒋介石の評価と連動していることはいうまでもない。1936年の日中国交調整は駆け引きという意味においての交渉は行われたものの、日中双方とも妥結点を上方修正していたために、もとより交渉がまとまる見込みは限りなく少なかった。本交渉における変化は日本側よりは、中国側においてより大きく認められた。それは1935年における中国の国内情勢の変化とそれに伴う蒋介石の情勢判断の転換に起因していた。

¹⁰⁸ 「日本側提案に対する張群回答は全面的拒絶に等しいと強く反駁し須磨総領事より交渉妥結に向けた試案提示について」在南京須磨総領事より有田外務大臣宛（昭和11年11月7日）外務省『日本外交文書』外務省、2008年、昭和期Ⅱ、第1部、第5巻（昭和11年—12年7月対中国関係）、上、164頁。

¹⁰⁹ 「須磨試案の受諾を拒絶する張群の回答振りについて」在南京須磨総領事より有田外務大臣宛（昭和11年11月11日）同上、上、170—171頁。

¹¹⁰ 「南京交渉妥結には共同防共問題の全面撤回と綏遠工作の中止が必要との蒋介石伝言について」在南京須磨総領事より有田外務大臣宛（昭和11年11月18日）同上、上、174—175頁。

結語

結語では冒頭で提起した問題、すなわち 1935 年から 1936 年に至る時期において中国側がいかなる過程で対日応戦を決意し、どのような点を問題として対日認識を形成していたか、また、日中両国が戦争を回避し得たか否か、その際の選択肢は何であったか、といった一連の問いを念頭に置きつつ議論をまとめたい。

1935 年から 36 年にかけての中国側の対日政策の変化を考えるうえで、蒋介石の国内情勢判断と対日観の変化を見逃すことはできない。なぜならば、この過程は汪から蔣への外交における最高責任者の交代、また、蒋介石自身における対日情勢判断の変化と軌を一にしているからである。1935 年 6 月段階までは汪精衛と蒋介石はともに対日妥協政策を継続することに合意していたが、徐々に汪と蔣における対日妥協の限界に相違が現れるようになる。そうした認識の差が顕在化したのが 35 年半ばに起きた河北事件であった。

河北事件をめぐって日本側が要求した中国軍部隊の南部撤退は、華北行政権の保全と平津の保護を「最後の関頭」としていた蒋介石にとって受け入れられないものであった。対して汪精衛はこの要求を受け入れ、両者の相違は明確となった。これ以降、蒋介石は対日妥協方針を撤回する。対日強硬路線はすぐに中国の方針とはならなかったが、汪精衛が辞任した後は中国の対日方針の基本路線となる。

ただし、注意すべきは、河北事件は単なる契機に過ぎなかったということである。河北事件以前にも熱河省への侵攻など中国の主権を侵害する事件や、塘沽停戦協定などの主権を制限する事案は起こっていた。北平・天津の保護は確かに象徴的意義を持つてはいるものの、戦術的に何としても保持しなければならない、またそのために抗戦に立ち上がらなければならない拠点ではなかった。この点を考慮に入れるならば、中国側、とくに蒋介石の対日判断を変えさせた要因は日本側の要求よりはむしろ蔣自身の国内情勢判断の変化にあったように見受けられる。

蒋介石は常々日本との戦争決意は慎重でなければならず、それまでは何があろうとも隠忍自重し、国内の統一と国防建設に力を入れなければならないと日記に記していた。このような状況を指して、蒋介石は日中関係における中国の地位を「受動的」立場にあると捉えていた。注目すべきことに、蒋介石の認識における「受動的」立場から「主動的」立場への転換は、国内平定と国防建設の進展、またそれに伴って剿匪に従事していた中央精鋭部隊を対日戦に向けることができるようになったことに対する評価と連動していた。また、受動から主動への転換は、結果的に対日路線から「妥協」の余地を排した。つまり、国内情勢の好転が蒋介石に対日妥協路線からの転換を促したのである¹¹¹。

¹¹¹ 本稿では紙幅の関係上検討できなかったが、対外関係、とくにソ連との関係も蒋介石の対日情

最後に日中国交調整妥結の可能性について検討する。先述したように、1936年の交渉時には、すでに互いの妥協点をみいだせる状況にはなかった。むしろ、1935年時点より中国側の条件は上方修正されており、満洲国の黙認も提起されなくなった。日本側が譲歩を行うのであれば、1935年前半に中国側が提起した5項目の提案の幾つかを検討の対象にすることで——それは必然的に日本側が既成事実を放棄する形で華北問題に決着をつけることになるが——共同防共という日本にとって戦略的に必要な対価を得ることができた可能性はある。無論、それは可能性であって、現実には日本側が歩み寄ることはなかった。

これまでの経緯から中国は武力恫喝によって譲歩を繰り返すと考えていたが、譲歩の過程が国防建設の進展と反比例していることに関心を有していなかったことは問題であった。その意味で、日本は対中政策において政策実現の手段で誤り、次に政策転換の時期で誤った。おそらく、この点は日本の長期的戦略の現実性、またそこにおける中国の位置づけの適切性とも関連している。長期的戦略が現実的な考慮のもとにあり、また中国がその戦略に組み入れられていたならば、より少ない損失で日中関係の好転を維持することは確かに可能であった。しかし、日本の対中政策は中国がソ連・アメリカに与し得る定数とは捉えず、資源を得るうえでの変数としか捉えなかったのであり、それゆえ、中国から「強硬」姿勢が発せられる度に、日本はより硬直した要求で応える外なかったのである。

(防衛研究所戦史部 第1戦史研究室教官)

勢判断に大きな影響を与えていた。中国側一次資料を用いた対外面についての詳細な検討として、すでに鹿錫俊「日ソ相互牽制戦略の変容と蒋介石の『応戦』決定一再考 1935年における中日ソ関係の転換過程一」『日中戦争再論』錦正社、2008年、23-63頁、があり、あわせて参照されたい。